

# 令和 5 (2023) 年度 事業計画

令和 5年 4月 1日から

令和 6年 3月 31日まで

公益財団法人 日本尊厳死協会

東京都文京区本郷二丁目 27 番 8 号

## 公益財団法人 日本尊厳死協会の活動

日本尊厳死協会は、「人生の最終段階において、自己決定権に基づいた医療選択の権利が保障され、尊厳が損なわれることなく生を全うする社会の実現をめざす。」ことを目的とした活動を推進しています。

## 令和 5(2023)年度 事業計画

### 事業の趣旨

わが国が直面する「2025年問題」とは、「団塊の世代」800万人全員が75歳以上の後期高齢者となること。1億2,000万人のうち、2,180万人が後期高齢者に、認知症高齢者数は320万人に、高齢者世帯数1,840万世帯のうち約7割が1人暮らしか高齢夫婦のみの世帯に、死亡者数は年間160万人に達すると予想されている。また、新型コロナウイルスからハンデミックが到来し、患者が亡くなられても家族とは会えない状況がしばらく続いた。

こうした中、これからの医療やケアを自分が決めること、自分の意思を家族等へ伝えることができなくなることに備えて、「リビング・ウイル」の重要性が再認識されてきた。

政府は、新型コロナウイルスを令和5(2023)年1月に「大型連休明けの5月8日から季節性インフルエンザと同じ「5類」に引き下げる方針」を発表した。自宅待機・外出自粛要請等の行動制限がなくなる。当協会は、コロナとの共生を図りながら事業の在り方について、さらなる検討・改善を加えるとともに、市民には「リビング・ウイル」の必要性を広く伝えていきたい。

### 1. 普及啓発事業

- (1) 本部は、TBS ラジオ日本尊厳死協会プレゼンツ【My LIFE! My CHOICE!!】の継続、新たに女性向け雑誌「婦人公論」の記事掲載、SNS・YouTube等のメディアを活用した普及啓発を積極的に展開する。支部は、コロナ禍での感染防止対策に引き続き傾注しながら、全国で講演会は年44回、セミナーは年65回、出前講座は年39回の計148回を開催する。さらに動画も配信する。
- (2) 受容協力医師登録数の拡大は、ご遺族アンケートからの看取り医師情報、既存受容協力医師からの紹介、各学会及び朝日MOOKの「在宅医療・緩和ケアに従事する医師リスト」等により実施する。コロナ禍で要請活動が低迷しており、増員数200名を目標に2,200名体制を目指す。
- (3) コロナ禍で中止していた「ファシリテーター養成研修」を再稼働する。改訂リビング・ウイルとACP(人生会議)をテーマに、講演会やセミナー等における進行役のスキル研修を開催する。
- (4) 今年度の「小さな灯台プロジェクト」事業は、令和4(2022)年の「ご遺族アンケート」情報を取り込み、ホームページにて人生の最終段階における医療の選択と、意思決定支援の情報量を増やす。さらに、婦人誌「婦人公論」での年間掲載等を通じて、当該事業の浸透、リビング・ウイルの必要性を説くとともに協会登録会員数増をめざす。
- (5) 「リビング・ウイル医療電話相談」は継続する。会員・非会員の終末期医療に関する各種相談に対し最善の助言を行う。

## 2. 登録管理事業

- (1) 会員管理システムは、紙会員によるマイページ会員への移行を進め、WEBでの利用頻度を上げていく。また、会員証QRコードからリビング・ウイルを表示する機能があることも勧めていきたい。
- (2) 新規入会登録数は、年2,400名(月200件)を目指す。登録されたリビング・ウイル情報は、いつでも対応できるよう大切に保管・管理を行う。

## 3. 調査研究・提言事業

- (1) 日本リビングウイル研究会は、これまでどおり本部と支部で開催する。
- (2) 東大医学部老年内科との共同研究「人生の最終段階における臨床経過について」は、2年間の臨床経過アンケートに基づく最終段階における機能低下のパターン等を取りまとめた研究成果の発表を行う。
- (3) 提言事業は、尊厳死の法制化を目指す「終末期における本人意思の尊重を考える議員連盟」への働きかけを再開し、「尊厳死法制化」に向けて活動する。

## 4. 管理部門

- (1) 今年度は、任期満了による役員等改選の時期で、理事は2年、監事と評議員は4年と全役員が改選となる。令和5年6月開催の評議員会と理事会の決議にて新体制となる。
- (2) 今年度収支は、メディア活動に注力することにより赤字が6,000万円の予算となる。新規会員数の拡大や事業の充実、助成金の獲得、寄付金の拡大、遺贈寄付等により財務基盤の強化を図ると同時に、受取会費減少に対する各種経費の見直しや低減を継続する。
- (3) 令和2年11月開催の理事会で決議された「「ウイズコロナ」時代の法人業務の見直し」は、対象支部と協議しながら引き続き進める。
- (4) 理事会・評議員会や各種会議、情報交換及び出張等はWEBに切替、コスト削減に努める。但し、これにより対人関係の希薄化を招くことがないように十分留意する。

## 公益目的事業

### I. 普及啓発事業

市民へのリビング・ウイル(人生の最終段階における事前指示書)の普及啓発と適正な理解を深める事業

#### 1. 普及啓発活動

(1) 昨年 11 月から改訂されたリビング・ウイルを掲げた普及啓発活動を行う。

- ① 本部は、令和 3 年度からのラジオ冠番組の継続、新たに女性向け雑誌「婦人公論」に掲載等 SNS・YouTube 等のメディアを活用した普及啓発を行う。コロナ禍によって加速された IT 技術の活用・取り組みを積極的に導入する。
- ② 支部は、講演会を年 44 回(2022 年度 1 月末実績 35 回)、セミナーは年 65 回(2022 年度 1 月末実績 34 回)及び出前講座は年 39 回(前年度 1 月末実績 17 回)を開催する。
- ③ 大学医学部、看護学校、医療専門学校、高校等に対して講義用の教材等の提供、高齢者施設や葬祭業者等へ協会書籍の寄贈を継続して行い、リビング・ウイルの必要性を説く。

#### 2. 受容協力医師の拡大

- (1) ご遺族アンケートからの医師情報、既存受容協力医師の紹介及び朝日 MOOK「在宅医療・緩和ケアに従事する医師リスト」等から、協会の「リビング・ウイル制度」として登録いただける活動を継続して行う。コロナ禍で要請活動が低迷しており、増員数 200 名を目標に 2,200 名体制を目指す。新規登録された受容協力医師へは、登録証とともにホームページ掲載、併せて直近の会報誌で掲載する。
- (2) 受容協力医師へは、リビング・ウイルに関する情報発信、講演会やセミナーへの講師や参加を要請する。また、必要に応じてアンケートも依頼する。

#### 3. ファシリテーター養成研修

コロナ禍で中止していた「ファシリテーター養成研修」を再稼働する。改訂リビング・ウイルと ACP(人生会議)をテーマに、講演会やセミナー等における進行役のスキル研修を 7 月に九州にて開催する。

#### 4. 会報誌

- (1) 機関誌である会報誌は年 4 回刊行を継続し、会員に終末期の情報や当協会の活動等を提供する。今年度の巻頭インタビューは、TBS ラジオ日本尊厳死協会プレゼント【My LIFE! My CHOICE!!】から掲載する。受容協力医師の活動現地取材、支部での講演会や研究会開催予定報告、併せて、「LW の広場」では、会員へ投稿や写真の募集も継続する。
- (2) 会報誌は、講演会や出前講座先等で無料配布、病院待合室等へ設置、ホームページでも閲覧

できる等多方面に配布し、当協会の事業、活動のより一層の周知を図る。

## 5. ホームページ

- (1) リビング・ウイルの重要さや必要性を発信していく。TBS ラジオ日本尊厳死協会プレゼンツ【My LIFE! My CHOICE!!】のアーカイブ、終末期医療に関する内外の最新情報、受容協力医師のご案内、「小さな灯台プロジェクト(人生の最終段階における医療の選択)」と、支部ページ欄は、講演会やセミナーを表示するなど、コンテンツの内容拡充を図り幅広い層へ情報を発信していく。
- (2) 「小さな灯台プロジェクト」事業は、終末期医療に関する様々なケースをデータベース化し、利用者が最終的な医療・ケアの判断材料とする情報である。令和5年度は令和4年1月～12月を対象として、4年累計約250件の掲載を目指す。
- (3) トップページのリニューアルを行い、閲覧者の立場からみた協会の事業や提供内容が判りやすい工夫を行う。

## 6. リビングウイル医療電話相談

- (1) リビングウイル医療電話相談は、会員・非会員にかかわらず終末期医療での困りごとの相談を受ける。週3回(月、水、金曜日の午後1時から5時まで) 電話番号：0120-979-672
- (2) 7月号と1月号の会報誌に、医療相談のチラシを同封して認知度向上を目指す。

## 7. 出版

令和4(2023年11月)に改訂したブックマン社の「日本尊厳死協会のリビングウイルノート」を本部と支部で販売し、講演会やセミナーを通じてノートに掲載されている人生の最終段階における医療情報を伝えていきたい。

## II. 登録管理事業

会員自らの終末期意思を書面で表明した「リビング・ウイル(終末期医療における事前指示書)」の登録と管理を行う事業

### 1. 会員登録管理、問合せ

#### (1) 会員登録

本部では、入会登録希望者からの会員登録を行い、会員の意思を明確にする必要性から大切に保管・管理を行う。また、必要に応じて、会員証、リビング・ウイル(終末期医療における事前指示書)の再発行や医療機関等からの登録会員有無等の問合せに対応する。

- (2) 当年度の新規入会登録数は年2,400名(月200件)を目指す。

### 2. WEBマガジン

- (1) 会報誌のメルマガ配信は継続する。同一世帯の会報誌のうち1部はメルマガ登録になるよう会報誌、ホームページ等で告知し郵送費の削減に繋げる。
- (2) メルマガにて、講演会、セミナー及び研究会開催等の情報を発信して出席率の向上を図る。

### 3. 新入会者への対応、退会者への対応

- (1) 新規登録会員へは、冊子「リビング・ウイルガイド」と直近の会報を送付し、リビング・ウイルに関する情報提供を速やかに行う。
- (2) 退会予備軍、退会者への対応として、会員の転居先不明、会費の3年未納及び郵便物3回戻り分は、電話での移転先住所確認の他、逐次、携帯電話番号やメールアドレス情報の入手し退会件数の減少に努める。

## III. 調査研究及び提言事業

国内外の終末期における医療のあり方・選択、リビング・ウイル等に関する調査、研究及びこれらの情報・研究に基づいて社会への提言を行う事業

### 1. リビングウイル研究会

本部と支部は、日本リビングウイル研究会を継続開催する。

- ①本部は、令和5年12月に開催する。会場は、東京大学内 伊藤記念謝恩ホールで予約済。
- ②支部は、東北、東海北陸、四国および九州の4支部が開催する。

### 2. 研究報告

- (1) 東京大学大学院医学系研究科老年病学と協会は、受容協力医師からの終末期に関するアンケート2年分を取りまとめ、「人生の最終段階における臨床経過について」の共同研究成果を報告する。
- (2) 登録会員のご遺族等から収集した「ご遺族アンケート」の集計結果は、会報4月号に掲載する。さらに、ご遺族アンケート情報は、「小さな灯台プロジェクト事業」にも取り入れる。
- (3) 市民からの専門的な医療に関わる多様な迷い悩みをお聴きする「LW電話医療相談」(0120-979-672)は、週3日(月・水・金午後)に行い、相談者の立場にたったきめ細やかな助言と必要な情報を提供する。年間集計結果は、会報7月号に掲載する。

### 3. 死の権利協会世界連合

- (1) 協会が加盟している世界組織「死の権利協会世界連合」(オブザーバーを含め世界30ヶ国、58団体)から海外からの終末期医療等に関する最新の動向を入手し、ホームページにて情報提供を行う。
- (2) 令和4年のカナダトロント大会での総会にて世界連合理事の役員改選があり、選挙により野

元副理事長が退任し北村専務理事が就任した。その後理事会で令和8年(2026年)に日本での総会開催の要請があった。

#### 4. 提言活動

- (1) 終末期医療に関わる諸問題について、協会見解をホームページやメディア向けプレスリリース等で必要に応じて発信する。さらに、国内、海外問わず、協会事業に関わる報道内容に誤りがあれば誤解を解いていきたい。
- (2) 尊厳死の法制化を目指す「終末期における本人意思の尊重を考える議員連盟」の活動再開に向け、役員会組織構築、議連総会開催、法制化の必要性の理解に努める。併せて、終末期議連の役員とともに韓国や台湾に出張し、尊厳死先進国の動向及び事例を入手したい。

### IV. 組織運営

#### 1. 役員等改選

令和5年6月開催の評議員会において、任期満了による役員改選が行われる。理事は2年、監事と評議員は4年と全役員が改選対象となる。

#### 2. 法人業務の見直し

- (1) 令和2(2020)年11月理事会で承認された「ウイズコロナ時代の法人業務の見直し」に基づき、デジタル化や支部間接業務の本部集約化等を推進する。
- (2) 協会活動に必要な専門性・多様性等を精査して、事業運営に必要な人材に参加を求め、各種委員会等を含めた活動を活発化させる。

#### 3. 財務基盤の充実

財務基盤充実に向けて、新規会員数の拡大や事業の充実、助成金の獲得、寄付金の拡大、遺贈寄付等により財務基盤の強化を図ると同時に、受取会費減少に対する各種経費の見直しや低減を役職員が一丸となって工夫や努力を行い、その成果を確実に上げていきたい。



## 参 考

### 会議

#### 1. 評議員会

定時評議員会は、令和5年6月に開催する。必要に応じて臨時評議員会を開催する。

#### 2. 理事会

定例理事会は、令和5年5月、同年11月、令和6年3月に開催する。必要に応じて臨時理事会を開催する。

#### 3. 支部長会

支部長会は、必要に応じ開催する。理事会での決議報告事項、支部で集約された要望や意見等について意見交換を行う。

#### 4. その他

その他の会議は、事業実施上の諸問題、懸念事項等について必要に応じて開催する。

以上